

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成31年3月7日(木) 午前10時～午後2時20分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 櫻井伸賢 副委員長 榊谷規子 委員 大野慎治  
委員 塚本秋雄 委員 相原俊一 委員 須藤智子  
委員 梅村 均

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍  
秘書企画課長 伊藤新治、同統括主査 加藤淳、協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 小崎尚美、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、同主幹 井手上豊彦、危機管理課長 秋田伸裕、同統括主査 水野功一、健康課長 長瀬信子、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝正継、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、同主幹 石黒光広、同統括主査 小川薫、上下水道課長 松永久夫、同統括主査 大橋透、同統括主査 大徳康司、消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティーセンター長 伊藤真澄、同主幹 川松元包、学校教育課長兼学校給食センター所長 石川文子、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長 竹井鉄次

陳述人 尾北民主商工会 原口富士子、同 大西望、新日本婦人の会 吉永恵子、全日本年金者組合岩倉支部 穴沢侑、岩倉市生活と健康を守る会 浅田光治

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子

#### 付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第5号	岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第6号	岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第7号	岩倉市市民参加条例検討委員会条例及び岩倉市市民活動助成金審査会条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第8号	岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案番号	事件名	採決結果
議案第 9 号	岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 10 号	岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 11 号	岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 18 号	岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 24 号	岩倉市地域集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 25 号	岩倉市火災予防条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 26 号	岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第 38 号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	全員賛成 原案可決
請願第 1 号	「10月からの消費税10%中止を求める意見書」の提出を求める請願	賛成少数 不採択
陳情第 1 号	全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書	聞き置く

総務・産業建設常任委員会（平成31年3月7日）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、10時の定刻となりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

当委員会に付託されました案件は、議案12件、請願1件、陳情1件であります。これを議題といたします。

当局から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

少し私のほうから御挨拶させていただきます。

実は、きょう3月7日は、先日少し本会議の中でもお話しさせていただきましたけれども、岩倉市の市制50周年記念日、平成と言っているんですかね、33年12月1日の1,000日前ということでもあります。具体的に50周年記念事業をどうしていこうというところは、まだ今のところ決まっていませんけど、市民の皆さんといろいろ考えながら、節目節目での行事なんかも行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あともう一つ、来る3月10日は、名古屋コーチンの日でございます。ことは、名古屋市平針にございます名古屋市農業センターのほうで行事が行われておりまして、岩倉からも、あすからですが、出店をするということを知っております。また、い～わ君も土・日には出演をするというようなところを知っておりますので、またぜひともお出かけいただければなあと思います。

ということで、この後、請願もございますが、その後の議案審議に関しては、我々関係職員も出席しておりますので、活発な御議論をいただいて、慎重な御審議をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたします。

本来なら議案質疑から入るところでございますけれども、請願で陳述をされる方がお見えになっております。請願の審査から入りたいと思っておりますけど、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

よって、さよう取り扱いをいたします。

それでは、請願陳述の方、席に御着席のようでございますので、早速、請願第1号「10月からの消費税10%中止を求める意見書」の提出を求める請願」を議題といたします。

請願者より意見陳述したいとの申し出がありましたので、これを認めます。  
それでは、意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（原口富士子君） おはようございます。

本日、代表の井上が出席できないため、私、原口が陳述させていただきます。よろしく申し上げます。

所得が大きくなるほど税率の高くなる累進課税によって、社会全体に再分配を行い、公平を実現することが近代税制の原則です。規模の大きい業者は売り上げに転嫁しやすく、小規模な業者ほど生活費から払うことになる消費税は不公平です。

消費税が増税されれば、1世帯当たり約8万円の増税に加えて、単純な増税分以上に売り上げの機会自体が社会から失われます。また、増税とともに実施される複数税率は、事務負担を一気にふやすことに加え、売り上げを10%、仕入れを8%で計算する飲食店では、差額が全て納税額に上乗せされます。市外に本社を持つ大規模なフランチャイズやチェーン店は売値に転嫁できても、地域に密着した個人、家族経営の喫茶店・飲食店は複数税率の実施によって廃業に追い込まれる危険性があります。

また、複数税率に伴うインボイス制度は、年間売り上げが1,000万円以下の小規模事業者には商取引から排除されるか、生活費を削って消費税を納めるかの強制的な選択として働きます。

どうか「10月からの消費税10%中止を求める意見書」を政府に提出してください。お願いします。

以上です。終わります。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

そのほかありますか。

それじゃあ、どうぞ。

◎陳述人（吉永恵子君） NHKが先月行った世論調査で、「景気回復を実感しているか」に66%が実感していない、実感しているのは8%という報道がありました。同時期の新聞各社の調査でも同じような結果であったと聞いています。本当に私たちの懐がちっとも暖かくなっていないという世の中で、今、私たち新日本婦人の会も10月からの消費税10%中止を求める請願の署名に取り組んでいます。

署名される方からは、これ以上切り詰めて生活するのは無理、どこを節約すればいいんだ、年金だけで暮らすのも厳しいのに、増税されればどうすればいいのか、また社会保障はどんどん削減されて負担だけが大きくなっているなどの声を聞きます。

政府が言っているポイント還元は、複数税率とセットになることで、買う商品、買う場所、買い方によって税率が5段階にもなるようです。皆さんよく御存じだと思いますけれども、例えば医薬部外品のリポビタミンDは10%、清涼飲料水のオロナミンCは軽減税率が適用されて8%、そしてこれをカードで買えば、中小店ではリポビタミンDは5%、オロナミンCは3%、コンビニではそれぞれ8%、6%と聞きます。とても複雑です。複数税率で見ると、お酒は10%ですけれども、お酒が入ったチョコレートボンボンは8%、みりんはアルコールということで10%、みりん風調味料は8%になるといいます。

私たちの会でもいろいろ話し合っていると、例えばイトインのできるお店で、持ち帰るときには8%、店内で食べたなら10%、じゃあ一旦外へ出て、思い返してお店に入って食べたならどうなるのとか、そういう話題になって、消費者も、本当にお店もとても複雑で困るのではないかなと話しています。これほどわかりにくい税率ですけれど、本当にやめていただきたいと切に願っています。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか。

どうぞ、よろしくをお願いします。

◎陳述人（穴沢 侑君） 皆さん、年金暮らしの現状でありますけれども、この4月からの年金はどうなるかということで、今開かれている通常国会や厚生労働省の発表などによりますと、物価は1%上がっていると。私たちの年金は、御承知のように物価スライド、賃金スライドが適用されるわけですが、本来であれば物価が1%上がれば年金も1%増額になると、これがいわゆる原則でありますけれども、実際には例のマクロ経済スライド、第2回目の今回適用になります。これが0.9%年金を減らすと。ですから、実際に年金額の増は0.1%と。ですから、実質的にはマイナスになるわけですね。

これは、かつて2015年度に終了しましたけれども、特例水準の解消という問題がありました。これは、2000年ごろですから、小泉内閣時代に物価が下がったと、物価が下がれば、当然年金も下がるという仕組みなんですけれども、年金を下げたら景気に影響する、消費がそれだけ減りますので、適用せずに現状の年金をそのまま据え置くということで、実際の、つまり本当は引かなくちゃいけなかったんですけども、それを引かずに据え置いた。それを特例水準と言われたようでありますけれども、それが10年以上たって、2015年の4月に、その前の2014年の10月とか、3回にわたって減額されて、2.5%まとめて減額されたわけですね。

今回またこういうことで、物価は1%上がっているのに、マクロ経済スラ

イドが適応されて、実際には0.1%しか年金はふえないと。ですからどんどん年金が、いわゆる可処分所得といいましょか、実質的に年金が減らされているというのが現在の状況なんですね。しかも、基礎年金である国民年金は、平均して月額5万円たらずだという状況での減額が今起きているわけです。

一方、支出のほうはどうかと。私たちは高齢者の団体ですので、例えば今、国会でも問題になっておりますが、社会保険料の中の国民健康保険料の均等割、平等割が各地で問題になっていて、全国知事会でも国費を国から1兆円程度の資金を出して、この均等割、平等割を縮小していく、あるいは廃止していく、こうやって協会けんぽ並みの国保税にしていかななくちゃいかんと、こういう問題も起きていますね。私たちも高齢者の団体ですので、介護保険料や75歳以上の後期高齢者の保険料、そういったものも減らされることはない。2年ごと、あるいは3年ごとの見直しのたびに、据え置きとか増額とか、そうやって社会保険料も相当の負担になっています。

しかも、ことしの10月から検討されているようですけれども、75歳以上の病院での窓口負担、今1割ですけれども、これを2割にしようという案も今検討されているようです。1割、2割といいますけれども、倍になるということですね。ほとんどの私たちの仲間内は、大体病院の常連客ですよ。それが毎回、少なくとも2,000円、3,000円の支払いをしているというのが現状ですね。それが倍になっちゃうわけですから、これも相当響く。したがって、生活費がそれだけ圧迫されると。これが現状といいますか、そこへ持ってきて消費税の10%ですから、どんどん生活が窮屈になっていく。だから、安倍さんは国民みんなが活発に活動しようというんで、何やらというスローガンを掲げておりますけれども、年をとるほど生活が苦しくなっちゃうというのが現状なんですね。

ですから、この10%問題というのは、私たちとしてはとても認めるわけにはいきません。ぜひ政府に対して10%の消費税は中止するように、ぜひ岩倉市議会としても御意見を出していただきたいなと思って、今回請願をいたしました。よろしく御検討をお願いします。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それじゃあ、どうぞ。

◎陳述人（浅田光治君） 市県民税非課税世帯というのがあります。市県民税非課税世帯にも無条件に消費税はかかってくるわけです。例えば、年金者で奥さんが扶養家族の場合、200万ぐらいの人で非課税世帯ですけれども、年金が。この非課税世帯にも、2%といいますと4万円の負担がかかること

になるんです。

もう一つ言うと、岩倉市でも生活保護を受けてみえる人も見えますけれども、統計的に見ますと生活保護を受けている人の2倍から3倍は生活保護水準以下で生活していると言われていています。この生活保護水準以下の人にも、消費税は無条件に2%引き上げられるとかかってくるわけでありまして。まさに、この弱い人を本当にいじめるという中身しかないというのが消費税だと思うんです。

市長さんは、何か調達力、安定性、負担の公平性ということをおっしゃっていますけれども、調達力、安定性というのはどうやったらとりやすいかという意味のことであって、市民や国民の立場に立った話ではありません。負担の公平性といえ、負担ができない人からも容赦なく取り立てるとするのは、公平とはとても言えないと思います。こういう性格を持つ、そして消費税増税のごとに常に言われるのが、逆進性の問題があります。所得の低い人ほど実質負担率が高くなると、収入に対して負担率が高くなるということが常に議論になります。まさに逆進性ということで、所得の少ない人に負担を多くかけるというのが消費税の最も特徴的なものであります。

政治の目的は何かということで、私、先日もちょっと本で読んだんですけれども、日本総研の寺島実郎さんがこう言っていました。政治の目的、それは単純。経世済民だというふうにおっしゃいました。何だということ、困った人を助けて心も投資することだと。今、消費税というのがまさに困った人をいじめる、こういう中身しか持っていない。こういう中身が大きく影響が出ていて、多くのところから悲鳴が上がる、こういう状況の消費税、何としても本来なら全廃してほしい。上げるなんてもってのほかだというふうに思っています。

ぜひ議会の皆さんがそのことを理解していただいて、消費税値上げをやめるように政府に意見書を上げていただきますようよろしくお願いします。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

そのほかはよろしゅうございますね。

それでは、続きまして、紹介議員の補足説明はございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） なしということで、引き続き質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ挙手の上、御発言ください。

◎委員（須藤智子君） 請願者にお尋ねいたしますが、この請願は全国的に行っているのかお尋ねします。

◎陳述人（浅田光治君） それは当然なことです。今言いましたように、弱

い者いじめという中身、政治の本来の目的から全く逆行する話ですので、全国的にも当然出ております。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

◎委員（須藤智子君） 近隣ではどこの自治体が出されていますか。

◎陳述人（浅田光治君） 具体的な自治体は、どこで出しているかは聞いておりません。

◎委員長（櫻井伸賢君） はい、どうぞ。

◎陳述人（大西 望君） 近隣では、江南、扶桑、犬山でももう既に出していて、一応尾北民商の管内で全て出そうという運動を今しています。

今、その近隣以外でも全国的に行っています。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

それでは、議員間で何か討議することはございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） ございませんね。

それでは、議員間の討議を終結いたします。

それでは、請願に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

◎委員（相原俊一君） 請願第1号「10月からの消費税10%中止を求める意見書」の提出を求める請願」について、反対の立場から討論させていただきます。

消費税は、毎年1兆円ずつ増加するもので、社会保障負担を支える基幹税であります。その消費税が3%から5%、2014年には8%に引き上げた後、2015年10%を明記された後、2回延期されたわけであります。

今、通常国会では、2019年度国家予算、消費税で景気を下支えするための2兆円の経済対策も盛り込んで衆議院を通過しました。軽減税率の導入とプレミアム商品券発行、住宅購入支援等含めての通過であります。国会で論議のある軽減税率は、中高所得者よりも低所得者のほうが、食品等に限れば効果が絶対大きいのであります。また、ヨーロッパのほとんどの国では、生活必需品は軽減税率を採用しています。また、軽減税率の対象にならない生活必需品の購入負担のカバーのため、プレミアム商品券を併用することにより、



ひとり暮らし高齢者や低所得者への生活支援策として取り入れられているわけであります。そのことから、特別な事由が発生しない限り10%は行わなければなりません。

当局への市民に対するしっかりとした周知と、商品券発行の折には混乱のないよう工夫を求めることを求めて、この請願に反対いたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

続きまして、討論ございますか。

◎副委員長（梶谷規子君） 請願第1号「10月からの消費税10%中止を求める意見書」の提出を求める請願」に対して、賛成の討論をいたします。

今、4つの団体の代表の方から意見陳述がありました。皆さんはその意見陳述を一言一言しっかり聞いていただいたのでしょうか。

中小業者の方からの叫びは、市内で頑張っている業者が廃業に追い込まれようとしているという悲鳴に近い意見陳述だったと思います。規模の大きい業者にとっては乗り切れるような、またフランチャイズのようなところは乗り切れても、やはり地域に根差して頑張っている家族経営や小さい商店などは、本当にこの消費税の導入によって大変な状況に追い込まれる。また、新日本婦人の会の女性の方の意見陳述では、消費者として非常に複雑怪奇なもので、お店の方と消費者が信頼関係を持ってやっていくことができない内容も含まれていると思います。年金者組合の方からは、年金生活の大変な状況、これまで小泉内閣以来のマクロ経済スライド制のもとで、どんどん年金が減らされてきた。医療・介護などの改悪の中での負担増の中での生活の大変さなど、大変な思いを語られました。生活と健康を守る会の代表の方からも、本当に消費税というのは弱い者いじめ以外の何物でもないこと。低所得者の人たちが本当に困った、今後どうやって生きていけばいいのかという叫びに近い意見陳述だったと思います。

そういった市民の声を聞くならば、やはりこの「10月からの消費税10%中止を求める意見書」を市議会から意見を提出していくこと、国に対してしっかり意見を言うことが、本当に今求められていると思います。

今、反対討論の中で、消費税が社会保障を支えていくものだと言われました。しかし、消費税が導入されてからずっと、社会保障はよくなるどころか負担がふえています。社会保障に消費税の税収が使われているのは100%ではない、半分もないということが経済学者の中でも言われています。消費税で増収になった分は、大企業の減税に使われているものが8割以上にもなるという経済学者からの証言もあるところです。

また、国では、軍事費・防衛費の膨らみがどんどん大きくなっています。

防衛費に回すお金を社会保障に、また大企業の減税分に消える消費税の増収ならば、この消費税を上げないで、大企業の減税分をもとに戻して財源を生み出すべきだと考えます。

当初言っていた消費税を実施する根拠で、実質賃金が上がってきたということが言われましたが、それも今、国会答弁の中で実質賃金が実際は上がっていないことも明らかになってきています。毎月勤労統計調査の偽装をめぐって議論がされているところです。

軽減税率の問題でも、ますます市民の中で消費者とお店側が混乱をもたらす、その軽減税率も国民の税金で一時的に使うという経済対策も大変問題が大きいと考えています。

また、反対討論の中で言われた一時的なプレミアム商品券は、これまでも本当に一時的なものであり、ずうっと低所得者の人たちはそのことに苦しめられているからこそ、さまざまな世論調査の中で景気が上がっているという実感は全然ない、大変な生活だということが多くの調査の中でもふえてきている状況だと思います。

さまざまな問題を含む消費税10%の増税を10月からという実施について、市民のたくさんの悲鳴のような声をしっかり受けとめるならば、岩倉市議会からしっかり意見書を上げていくべきだと考え、賛成といたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか討論ございますでしょうか。

◎委員（塚本秋雄君） 私からは、本来なら議員間の中での議論もあってもいいかなと思うんですけども、今、国会の中で結構論戦がやられておりますし、新聞紙上でもテレビのニュースでもいっぱい出ています。大体基本的な認識はされていると思います。そういうことに立てば、請願趣旨は全て正しいことじゃないかなと私は思っております。

政府は予定どおり決まっているから実施するだろうと思いますがけれども、例えば家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いていますと。格差と貧困は拡大する一方です。実感も乏しいですから、もうこのとおりの状況だろうと、マスコミもそのような論調でやっております。

それから、低所得者ほど負担が重いのが消費税の特徴。その中の特徴は、軽減税率を入れたということも、これもそのような形の解釈をしておりますから、軽減税率そのものにも問題があるだろうということです。

それから、消費税のポイント還元については、新聞なんかきついことを言っています。目くらましの部分があるというようなことでも言っていますし、プレミアム商品券も本当に前回やったんだけど、効果は期待外れに終わっているということを大手の新聞も言っています。

だから、中身的には、請願趣旨は私はそのとおりの状況があって、それが国会の中でも論戦をされているということは認識をしております。しかしながら、消費税の要は使い道の問題が悪いという、根本的なところで国会でも議論をやっていますけれども、消費税の使い道の問題を指摘していかないといけない部分があるということが1つ。

それからもう一つは、やっぱりこういう状態に陥っている政府の景気対策には問題がある。それは、どうしてもここに請願がもし通ったならば、出すところが総理大臣と衆議院議長と参議院議長。いわゆる国会の責任だと僕は思っていますから、国会議員がそれぞれしっかりと議論して、消費税を私は上げてもいい立場だから、消費税の使い道をしっかりと国民の声を聞いてやっていくべきだし、政府の景気対策が格差と貧困を拡大しているのを是正していくためにやるべきだと思っています。

ということで、本来ならば、請願趣旨からいけば、消費税はということにつなげるんじゃないくて、僕は消費税の使い道と景気対策というような請願であれば、私は賛成できますけれども、これについては、あえて言うならば、請願趣旨にはそのとおりだと思いますけれども、この請願については賛成するという立場じゃありません。

以上です。意見だけ述べさせていただきます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、討論ございますでしょうか。

◎委員（大野慎治君） 私も消費税増税の10%の、2度延期になってね、皆さんのお気持ちは、政府のほうも景気対策ということで延期してきたという経緯がございます。確かに皆さんの請願者のお気持ちの部分というのは、一定理解することはできますが、今回、消費税を10%に上げることによって、保育園等の無償化に対する予算にも反映するということになっておりますので、そういった部分の少子化対策という部分に使うという部分もございますので、気持ちはわかっても、今は私は少子化対策、社会保障の増大に対応するために、もうこれ以上の延期はできず、消費税増税はやむを得ないと思っておりますので、心苦しいですが、お気持ちはわかっても、請願には反対させていただきます。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。それでは、採決に入ります。

請願第1号「10月からの消費税10%中止を求める意見書」の提出を求める請願」について、採択することについて賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手少数であります。

採決の結果、請願第1号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。  
休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

議案第5号「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例の制定について」を議題といたします。

冒頭、建設部長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

◎建設部長（片岡和浩君） 済みません、質疑に入る前に少しお時間をいただきまして、私のほうから2点ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、1点目ですが、2月26日の大野議員の代表質問で五条川健幸ロードの健康器具の立ち上がりベンチの設置がおくれているが、遅くとも3月13日、14日、15日で開催をする健康器具、ウォーキングサインの体験会に間に合うように設置をお願いしたいというお話がございましたが、13日まではベンチの設置ができないため、少しその辺の経過について御説明をさせていただきます。

この立ち上がりベンチは、素材が御影石で中国製のものを設置する予定でございました。当初の予定では、2月の中旬に業者のほうに納入がされ、他の健康器具と同様に2月中旬には設置が完了する予定でございましたが、業者への納入がおくれておりました、現時点では業者への納入予定は3月15日であるということから、体験会までには間に合わせるできないという現状でございます。

現在は、立ち上がりベンチにつきましてはダミーを設置させていただいて、設置がおくれている旨の周知案内を掲示させていただいております。

また、体験会当日は、健康課が所有をしている簡易の立ち上がりベンチのほうを利用して参加者には体験をいただく予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、2点目になりますが、議案第5号、岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、本会議での議案質疑で、私の答弁の中で、中小企業・小規模企業の代表者は市民の代表者であり、消費者の代表者であると答弁をさせていただきましたが、少し説明が不足をしておりましたので、この場をおかりして説明させていただきます。

市民の代表者としては、中小企業・小規模企業の代表者のほかに、消費生活モニターの代表者にも委員をお願いする予定でございましたので、こちら

の委員につきましても市民として、また消費者の立場として意見がいただける市民の代表者というふうを考えておりますので、改めて御説明のほうをさせていただきます。

私の認識が不足しており、説明不足となったことにつきましては、おわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

以上2点でございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それでは、建設部長の説明が終わりました。

それでは、2月22日本会議でこの議案に対しては提案理由の説明が行われております。当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますけど、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、議案に対する質疑に入ります。

質疑がある方、どうぞ。

◎委員（塚本秋雄君） 今、部長のほうから説明がありましたけど、それはそのとおりだと僕は解釈をしますけれども、基本的にはやっぱり執行部側が条例をつくる時、国の法律ができて、それに対して推進条例なり、あるいは実効的にやっていく地方公共団体においては、大体昔とはちょっと違って地方分権が言われてくる中で、本会議でも私言いましたけれども、やはり自己決定、自己責任がありますので、その最大の地方公共団体の主権者は市民であります。市民の代表というものを意識した、岩倉市は自治基本条例と市民参加条例ができていますわけですから、それにのっとった条例の検討委員会にしても、いろんな形の中で精神を貫いてほしいというのが私の考え方です。

そういうことで、当局については、第4条の組織の中に(3)に関係団体の代表者ということが組織として委員10人以内ということが入っておりますけれども、やっぱり市民の代表者というのを本来なら入れるべきだったと私は今でも思っておりますので、その件について答弁をお願いいたします。

◎建設部長（片岡和浩君） 今御指摘をいただいたのは、4条の第2項の次に掲げる者のうちから市長が委嘱をするという組織の中に市民の代表をというお話だと思いますけれども、先ほども申し上げましたとおり、この中に市民を代表する方がお見えになりますので、今回はこの組織でお願いをしたいということですので、よろしくをお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） じゃあ、いま一度、ちょっと全員協議会等でも質疑がありましたけど、委員会の組織にかかわる方を、ちょっとどういった代表者

であるのかというのをもう一度、予算上では9名ですが、具体的に述べてください。

◎建設部長（片岡和浩君） 識見を有する者につきましては、第1号ですね、識見を有する者につきましては大学の先生をお願いする予定をしております。それから、中小企業・小規模企業者の代表者ということではありますが、こちらのほうはJCや商工会の青年部、あとロータリークラブ等を予定しております。

続きますと、関係団体の代表者につきましては、商工会の事務局のほうからお一人お願いをするのと、愛知中小企業家同友会のほうから1名、それと先ほどの消費生活モニターの委員さんの代表者を1名予定しております。あと金融機関の代表者ということで、市内金融機関の代表者をお願いする予定をしております。それから、市職員が1人、それと、その他市長が認める者の中で大企業の代表者にもお一人参加をいただくということで今考えております。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、質疑はよろしいでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 中小企業・小規模企業振興基本条例ということで、いろいろ全国的につくられているところもございます。そういった中で学校の役割とか、学校が協力するような条文も入っているところもありまして、どういったものになっていくかはこれからでありますけど、この委員会組織構成から見ると、特に学校というのは教育関係がないものですから、もしそういった条文が出てきた場合に、そういう意見を聞いたりとか連携することをしたほうがいいと思うんですが、そういったことは可能でしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） そういった学校関係の意見をといったところはございますけれども、現状の中でお話を申し上げますと、今現在、市内の金融機関ですとか、商工会と市とで岩倉市地域産業活性化推進協議会というものを立ち上げて、市内のそういった中小企業の支援を行っているところです。そんな中で、例えば高校生のインターンシップ事業ですとか、親子で参加する夏休みの企業体験ツアーですとか、そういったものを今実際行っております。

実際に条例の制定を検討していく中で、そういったところもございましたら、またそういった協議会ですとかそういったところにも意見を出しながら、また考えていきたいと思っております。

◎委員（須藤智子君） 先ほど部長が言われましたけど、第4条の2項の(6)のその他市長が必要と認める者の中に大企業の代表者と言われましたけど、これは市内の大企業なんですか、それとも名古屋市内とか、愛知県内と

か。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 市内の大企業を考えております。

◎委員（大野慎治君） 先ほどの梅村委員の質疑、非常に大切で、中学生とか体験とかいろいろやっていることもあるのに、その部分のところは今の岩倉の現状とちょっと違うんじゃないんですか、認識されていますか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今、梅村委員がおっしゃられたのは、例えば小学校ですと、実際に市内の事業所にそういった企業体験のような形で参加をしているですとか、また中学校で実際に市内の事業所を知るような、そんな機会の場が今行われているといったところで、そういった部分の実際の取り組みを、今後、条例のほうに落とし込んでいくときにどういうふうにあらわしていくのかという話はあるかと思いますが、現状として今やっているということはまず認識しております。

また、実際に商工農政課のほうで高校生のインターンシップですとか、そういった取り組みも行っております。ですので、今後条例をつくっていく際には、そういった子どもたちの事業所を知るだとか、そういった指定も含めて考えていきたいなというふうに考えております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか。

◎委員（塚本秋雄君） 先ほど大野委員から組織のメンバーが説明されましたけど、トータル何人になりますか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 全部で10人になります。

◎委員（塚本秋雄君） 10人になると、私はもともと市民の代表者を入れるべきという修正案も持って臨んでおるんですけれども、そうすると財務委員会の仕事になるんかもしれませんけれども、財務委員会の予算の中では何人で積算されていますでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 予算上は9人になります。

◎委員（大野慎治君） それも途中で修正をかけるんですか。10人でいくの。9人で積算してあるのに、どこで修正をかけるんですか、4回の会議で。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） ごめんなさい、言葉が足りませんでしたけれども、メンバーとして1人市の職員が入っておりますので、その分が予算を上げておりません。

◎副委員長（梶谷規子君） 委員の10人の中で、先ほどは大企業の市内の代表者も入れると言われました。中小企業・小規模企業の代表者は、J Cや商工会の青年部、ロータリーという形で、本当に小規模の事業者の代表という方が、岩倉は小規模企業が多いと思うんですが、そういった方の声が本当に反映されるかどうかというのを非常に危惧するところですが、いかがでしょ

うか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今回、条例の制定に向けて、現段階でも10月から条例制定に向けた懇談会というのを行っております。その中で実際には市内の事業所の、当然小規模事業者が多いということも認識しておりますので、そういった方ですとか、また商工会、市、あとは金融機関の方も時には参加していただきながら勉強会を行っております。

その中で、特徴としてはやはり小規模事業者が多いといったところもございますので、そういったところも認識しながら、今後条例のほうに反映させていきたいなというふうに考えております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑はありませんね。

ほかに質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、議員間討議に入ります。

議員間でそれぞれ御発言ある方は、挙手をお願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 当初から本会議、今回の中でも部長の説明もありましたけれども、本来ならばこの条例に市民の代表者を加えて修正すべきものだとも今でも個人的には思っております。

ただ、委員会の総意もありますし、そこら辺のことを皆さん方にお伺いしたいなと思っております。ただ、これがじゃあ本会議のときにどういう形になるかは、僕も読めないもんですから、本来なら私から、今の段階では市民の代表者を入れるべきだということについて御意見があれば、議員間討議をお願いしたいなと思っております。

◎委員（須藤智子君） 先ほど部長から答弁がありましたけど、市民の代表として生活消費者モニターの方が入ることですので、私はそれでいいと思えますが。市民の代表になると思えます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか御意見ありますでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） その消費生活モニターの方というのは、この方ということで市のほうから指名とかするような状況なんでしょうか。それとも消費生活モニター皆さんの中で、ぜひこういう条例づくりをやるのでというきちんと全員の中で説明をした中でどういった方がやりたいと言われるのかという、どういう選出の仕方をされるのかお聞きしたいと思えます。

やはりこの条例は、消費者の立場からどう意見があるのかということも大事だと思いますし、条文の中で市民の責務というところを入れなくちゃいけないと思うんですが、そういった中でも、やはり中小・小規模企業の代表の



メンバーだけでなく、消費者の立場、市民の代表の方がいると思うんですが、消費生活モニターの中での選出をどのようにされるのかお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 消費生活モニターの方は、定期的に現状も消費生活に関する調査ですとか、啓発・宣伝等の活動をお願いしているところです。実際をお願いしていくに当たりましては、当然消費生活モニターの皆さんがそろわれた会議の中で、実際に今回こういった条例をつくっていくというようなお話をさせていただきながら、消費者・生活者の観点からお一人出ていただきたいというようなことで人選をしていきたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほかいかがでしょうか。

◎委員（塚本秋雄君） 須藤さんのことも真摯に受けとめておりますけれども、これは委員長に当局に聞いておいていただきたいんですけど、執行側として当然例規の審査委員会があると思うんですよ。この中に市民の代表者というのは考えもつかなかったのか、そこら辺の議論があったかどうかというところなんだと僕は思っております。

執行部側の前の条例は、市民の代表者、後ろの条例は市民の代表者があるのに、ここだけ、議論があったのか、それとも考えていなかったのか、そこだけ確認できれば、私は前向きに考えたいと思っています。

◎委員長（櫻井伸賢君） 議員間討議ですけども、答えられるなら。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 例規審査委員会を所管しているところですので、行政課のほうで答えをさせていただきます。

委員の構成メンバーについての議論はありましたが、その中で直接的に市民のというところを記述するというところまでの議論はなかったです。ただ、委員の中で実態として市民の方が含まれるということも想定されたものですから、記述をするというところまでは及ばなかったということでございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか議員間討議で、議員間であれば。

◎委員（大野慎治君） 私も本来ならば市民の代表者を入れるべきだとは思いますが、消費生活モニターの代表者を今回入れるということで、冒頭、部長からもちょっと説明不足があったという陳謝もありましたので、私はこれで納得しているということです。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、議員で御発言されたい方ありますでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） 消費生活モニターの方で市民の代表者としていいのかどうかというところの判断で、先ほど消費生活モニター皆さんの中に、この中小企業・小規模企業振興基本条例を制定するというのもしっかり説

明をされて、そういった中で消費者の立場として、市民の代表としても入ってほしいというような中身もしっかり伝えてもらいながら、その中から出ていただくということを言われましたので、私も市民の代表の方がそういった方でということだと思います。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、議員間討議を終結いたします。

それでは、次に議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないようでございます。

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第5号「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第5号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号「岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例の制定について」を議題といたします。

こちら2月22日の本会で提案理由の説明が行われております。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をしてください。

◎委員（大野慎治君） いま一度、本会議でも堀議員の質疑でございましたが、策定等の「等」は何を行うのか、改めてもう一度委員会でお聞かせください。

◎都市整備課統括主査（小川 薫君） こちらの条文のところですね、第1条と第3条のほうに「策定等」という言葉を使っております。こちらは、今現在の現行の都市計画マスタープランと緑の基本計画の評価だとか見直しを行って、検討して、その案を策定するということまでを考えているという

ことで、このような表現といたしました。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はどうでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） 委員16人の中の2番目の関係団体の代表者がどういった人たちなのか、市民の代表者の人たちがどんな人たちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎都市整備課統括主査（小川 薫君） 関係団体の代表者といたしまして、今考えておりますのは、農協と農業委員会と、あと商工会でそれぞれ1名ずつを考えております。それで、市民の代表者というところで、今現在こちらのほうで考えておるところなんです、区長さんと市民の方を公募でお願いしていこうかなというふうに思っております。

◎副委員長（榎谷規子君） 区長会の会長さんというのは、いろんなところで充て職なんです、やはり区長会の会長さんをとということなんです。

市民の公募は何人ぐらいを予定されているのでしょうか。

◎都市整備課統括主査（小川 薫君） 区長さんお願いをするんですけど、区長会の会長さんをお願いするということではなくて、区長さん何人かをちょっとお願いしていこうかなというふうに思っております。

それで、市民の公募の方は、今のところ2名を考えておるところです。

それで、区長さんのところは8名を思っておるところで、具体的な土地利用に関することですので、ここの土地利用をどうしていこうかという部分があれば、そこの区長さんにちょっとお願いをしていこうかなというふうには考えておりますが、ちょっと具体的にどこの区長さんというのは今のところはまだはっきりしていない状況です。

◎副委員長（榎谷規子君） その8名の区長さんは、この計画の説明を区長会全体でする中で手を挙げてもらうという形なんですか。それとも、今言われた土地利用に関係するところの区長さんをこちらから人選するという方向なんでしょうか。

◎都市整備課統括主査（小川 薫君） 区長会でお願いするというよりも、こちらから区長さんに直接お願いに行こうかということ今のところ考えておるところです。

◎委員（大野慎治君） 先ほどの第1条の趣旨の「策定等」のことで、もう一回お聞かせください。

策定見直し及び評価を一つの「等」ということでございますが、岩倉市総合計画審議会のときにはきちっと書いてあるんですね、目的のところ。そういうことに関して、「等」でおさめてしまうという整合性はどこにあるのでしょうか。

もう一点、本当は策定を検討を行うための検討委員会ではないでしょうか。その辺の御判断というのはどういう御判断なんでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） こちらも条例を制定するに当たりまして、過去、市のほうで制定した条例、ほかの市の条例を見て、例規審査委員会のほうで諮っていただいているということでもあります。

この書きぶりについても、御質問を以前いただいているところですけども、例えば昨年制定しました岩倉市の自殺対策計画推進委員会の条例等についても、推進等を図るためというような「等」という表記で条例が制定されているというものになっています。

また、御指摘ありましたが、前の中小企業の基本条例とちょっと書きぶりが違うということでもありましたが、改めて例規のほうと、私昨日ちょっとお話をさせていただいたんですが、この都市マス（都市マスタープラン）、緑の基本計画の検討委員会条例についてと、先ほどの自殺対策計画推進委員会条例については、どちらかといいますと、関係法令というものを前段に掲げています。例えば都市計画、第1条で見ますと、この条例は都市計画法及び都市緑地法に基づくというような形での書きぶりであれば、こういった「の策定等を行うため」というような言い方をしております。

一方で、ちょっとこれは比較みたいになってしまって恐縮ですが、中小企業の第5号の議案のほうを見ていただくと、これについては、いわゆる何々を諮るための条例を制定するための検討を行うというような形で、少し関係法令を前に置いている場合の書きぶりと、それからそうじゃない場合の書きぶりというものが違ってきているということです。

そういうことでいいますと、中小企業の関係の条例と似たものは、私どもは公共施設再配置検討委員会の設置に係る条例についても、同様に策定をするための検討を行うということで、上位関係法令にかからないものの条例については、そういう策定をするための検討を行うという、検討というものが入っておるんですが、そうじゃないものについては、例規としてもそういった策定等を行うためというような形、推進等を図るためというような書きぶりにしているということをございますので、そういうことで制定が、この案がなされているということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎委員（塚本秋雄君） じゃあ、それに対して私の考え方を言ひましよう。

中小企業の関係は、上位法がありまして、これは岩倉市においては、できたときは議会の議決が要る形になると思うんです。今、この議論をやっているマスタープランと緑の基本計画は、議会の議決が要るということになって

いるかどうかということをもまず聞きたいと思います。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 都市マスについては、議決は必要ありません。報告だけということになっています。

〔「緑は」と呼ぶ声あり〕

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） も同様です。

◎委員（塚本秋雄君） じゃあ例えばの話、議会基本条例で議会の議決をするものに入れた場合は、これは策定じゃなくて検討で終わっておかなければいけない例規上の問題が来ると思います。そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 例規上の問題と申しますか、どう表現するかということで、それが意味として通じるかどうかというようなことになると思うんですけれども、例えば、こちらの都市マスについて策定等を行うために対して、そこに検討ということを入れる必要があるかということになってきますと、別に検討という言葉を入れなくても、この内容としては検討委員会の設置のための趣旨ということで、十分その内容として市民の方にも通じるということでもありますので、ここに検討を入れなければ、この設置の趣旨が伝わらないという判断には立っていないというふうに考えておりますので、少し書きぶりが違うということで、ただ先ほど申しましたように、書きぶりとして上位法、関連法を書いているかどうかだけの違いでこういう表記の違いが出ているというふうに判断をしておりますので。

◎委員（塚本秋雄君） そうしたら、議案そのものの検討委員会を策定委員会にしたらいんじゃないでしょうか。

要は、検討の中に策定が入っておると、冠が大体検討ということになっているからという解釈をとればよろしいかなと思いますけど、いかがでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） そうです。冠にそもそも検討委員会ということで位置づけしておりますので、その策定等を行っていただくためのということで、検討は当然入っているというふうに私どもは解釈をしております。

◎委員（塚本秋雄君） ここまでこだわるのは、総合計画が今度初めて議員が入らない形で決められて、議会の議決ということでやる初めての総合計画の策定になると思うんです。そういう意味合いでは、議会としてはこの都市計画のマスタープラン、緑の基本計画、当然都市計画審議会があって、そこには議員は入っていますけれども、これは法律上議員が入っているということになっているから、議員を抜くことにはなっておりませんが、それ

はそれとして、やっぱり議会の中でのしっかりした情報提供と、いわゆる内容の説明を受けていていただくなれば、私もということになるかなと思いますけれども、そこまでとどめておきたいと思います。

そういうことで、しっかりとした議会への、当然前に1回説明がありましたから、今まで以上の都市計画のマスタープラン及び緑の基本計画、当然その間に都市計画審議会があるから、その流れはどのような考え方を持っているかお聞きしたいと思います。

◎都市整備課統括主査（小川 薫君） 一応、都市計画審議会につきましては、3回、予算上は組んで開催するというのを考えています。それで、31年度、何回都市計画審議会が開催できるかちょっと今のところ未定ではございますが、逐次そこで報告がしていけたらなというふうに考えておりますし、また報告すべきことだというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はいかがでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 委員会の組織の中の愛知県の職員さんが入っておりますけど、この方を入れた意図というのか、何か狙ってというものはあるんでしょうか。

◎都市整備課統括主査（小川 薫君） 都市計画マスタープランを作成するに当たって、愛知県のほうから県の都市計画課と一宮建設事務所の職員は入れていただきたいということがございまして、そういったことを受けまして、この2名というのは入っています。

どこの市町村のマスタープランを作成するに当たっても、県の職員が2名入っておるという形になっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか。

◎副委員長（榎谷規子君） 済みません、先ほどちょっと聞きそびれました。ごめんなさい。

市民公募の2名の方は、どのように公募を今後されていくのかお聞かせください。

◎都市整備課統括主査（小川 薫君） ちょっと時期はいつにするかまだ未定なんですけれども、広報で募集をかけまして公募をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はよろしいでしょうか。

〔「休憩」と呼ぶ声あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それじゃあ、ただいまから11時20分まで休憩します。

(休 憩)

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。  
質疑まだありますか。

◎委員（塚本秋雄君） 先ほど当局から説明があったんですけども、法律、上位法という形、いろんな法律があるわけなんですけれども、市町村でそれを受けてやる時、条例をつくって、計画をつくって、具体的にやっていく流れになるわけなんですけれども、やっぱりそれぞれの市町村の独自で調査して統計をとって決めて、それでプランをつくって行って、最終的には市のほうが、首長のほうにいろんな審議会とか検討委員会つくって答申して、市が責任を持って策定して出てくる形になるわけでありますので、この条例の中において、所掌事務のところにも策定等に関するとは書いてありますけど、やっぱり趣旨の中の第1条の中で、策定等を行うとなると、何か策定をやるというような形で市民の方が捉えられてしまう部分がありますので、これはやはり「策定するための検討」ということで改めればいいんじゃないかなということ、もう一度改めてお聞きいたします。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） これについては、私もとしましてはこれで十分趣旨が通じるというふうに考えておりますので、このままいかせていただきたいと考えております。

◎委員（塚本秋雄君） 当局はそういう判断かもしれませんが、私としては、やっぱり第1条の中における策定等を策定するための検討ということを入れるべきだなと思いますので、この総務・産業常任委員会の流れの中で出すべきところで修正案を出ささせていただきたいということをちょっと申し述べておきます。検討はしていただきたいと思います。

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑はそのほかございますでしょうか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑はないようでございますので、質疑をこれにて終結いたします。

それでは、議員間討議に入ります。

それでは、議員間でそれぞれ御発言のある方は、挙手をお願いいたします。

◎委員（須藤智子君） ちょっと塚本さんにお尋ねしますが、先ほど当局が、策定等には評価・見直しを考えて検討するという意味が含まれていると言ったんですね。それでもやっぱり策定等ではだめということですか、策定を検討するを入れるということですか。

◎委員（塚本秋雄君） 意味が含めておるなら、検討と書けばいいんじゃないでしょうか。冠も検討と書いてありますので。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほかいかがでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 私も第1条ですけど、これは本当に意味が通じるかどうかというようなところだと思うので、名称が検討委員会となっていて、この1条を読んでいけば、そこに検討はしていくということは入れなくても意味は通じるのではないかなと思います。

いろいろ例規の審査を通ってきて、いろいろこの辺の仕立ての方法というのは岩倉市であると思いますので、そういうものを変えるというのであれば、議会としてその仕立てのときのルールというのは示していかないといけないんじゃないのかなあとも思うわけですので、この点、意味が通じれば、例規を通ってきた市の仕立て方でいいのではないかなと考えます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほかいかかでございますでしょうか、議員間で話し合うことで。

◎副委員長（榎谷規子君） いま一つ、塚本さんたちがなぜそれだけこだわっているのかわからないんですが、済みません、もう一回どのように修正したほうが良いと言われたの。

◎委員（塚本秋雄君） この条例の第1条、そのままずばり言いますと、第1条の中の「の策定等」、5行目を、「を策定するための検討等」を「策定をするための検討」という文字に変えれば良いという、当局は意味が含まれているというけれども、やっぱり条例というのはわかりやすい条例にするべきだという根拠です。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか議員で御発言を希望される方。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） ないですね。

それじゃあ、これで議員間討議を終結いたします。

〔発言する者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それじゃあ、自席で発言してください。

◎委員（塚本秋雄君） 着座をお願いいたします。

議案第6号について、岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例案に対する修正動議の提案をさせていただきます。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び岩倉市議会会議規則第16条の規定により、別紙のとおり提出させていただきます。

修正動議をお願いします。

◎委員長（櫻井伸賢君） 岩倉市議会会議規則第80条の規定に従い、塚本委員より修正動議が提出されています。

動議は成立いたします。



お諮りいたします。修正の動議を配付する間、しばらく休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは資料が調う間、休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） 休憩を閉じて、再開をいたします。

提出者に修正案の説明を求めます。

◎委員（塚本秋雄君） お手元に配付されました資料に目を通していただきたいと思います。

議案第6号岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例案に対する修正動議であります。

上記の修正案を岩倉市議会会議規則第80条の規定により、別紙のとおり提出させていただきます。

読み上げますけれども、総務・産業建設常任委員会委員長櫻井伸賢様。よろしくお願いいたします。

じゃあ、説明させていただきます。

議案第6号、ちょっと字が間違っていましたけれども、岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例案に対する修正案についてです。「暮らし」じゃなくて「岩倉市」ですので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

議案第6号、これも「岩」がちょっと抜けていますので、「岩倉市」ということで訂正させていただきます。

都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例案の一部を次のように修正をお願いします。

第1条中、「の策定等」を「を策定するための検討」に改めるということです。

簡単に説明しますと、この文章では、執行部の提案では誤解を招きますので、誤解を招かないように文言を改めていただきたいという中身であります。

以上であります。

◎委員長（櫻井伸賢君） 説明が終わりました。

精読のため、休憩に入りたいと思いますけれども、お昼が近くなっておりますので、午後から再開をいたしたいと思います。

◎委員（大野慎治君） 済みません、大変申しわけございませんが、この修正案の修正を、岩倉の「岩」が入ってないようなものは提出されるといけま

せんので、再度修正していただきますようよろしくお願いいたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） わかりました。

それでは、この委員会の審議とは関係ないんですけれども、総務部長から発言をしたい旨求められましたので、これを許可いたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 1件御報告をさせていただきます。

けさ、市民の声でメールが入っていました。それで、内容が殺人予告メールと爆破予告の内容でした。

攻撃先を岩倉市の幼稚園と小・中学校、高校と大学、会社、老人ホームというところで、3月7日、本日午前0時27分から3月8日午前0時8分までの間の殺人時間、そして爆破時間については3月7日の14時28分だという内容でありました。差出人は、長谷川亮太さんという方です。

実は、この方、どうもインターネットで調べると、そこらじゅうにそうした内容のメールを出しているというようなどころがあるそうです。これもネットの話なので、それが確実かという話はまたあれですけれども、ほかにも函館や会津若松とかでも出しているようなどころがネット上に載っています。ただ、我々としても放置しておくわけにはいかないものですから、まずは警察への連絡と、あと関係施設・関係部署のほうに不審物や不審者がいないかというところを確認するように指示をしております。

警察のほうも、こちらのほうに3人警察官が来ていただいて、対応のほうで小・中学校を中心にパトロールをいただいているという状況であります。

それ以上のどういった対応をするかというところではありますが、一応いたずらだというふうには思えますが、万全の対応はしていきたいと思っておりますので、その報告をさせていただきます。お願いします。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

総務部長からの御報告ということで、それぞれ議員各位に関しましてもお含みおきください。

それでは、精読のため休憩に入りますけれども、お昼の休憩を含めますので、午後の再開を1時10分といたします。1時10分に再開をいたします。それでは休憩に入ります。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、定刻になりましたので、午前中に引き続き総務委員会を続けます。

議案第6号の修正案の精読のため休憩をとりました。

修正案に対する質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） 改めて、この修正をしなければならない根拠をわかりやすく教えてください。

◎委員（塚本秋雄君） 市が市民を巻き込んで条例を制定していく場合は、議会もそうなんですけれども、市民がその文章、趣旨のところ的大事でありますけど、趣旨をしっかりと理解して、誤解を招くような文章があってはいけないと思っています。そういう意味合いで、表現を策定等ということで済ませるんじゃなくて、その意味が当局は入っているということによっておきますので、文章的には策定するための検討、標題も検討委員会となっていますので、それが普通一般的な市民の目線で見れば、そういう中身が私は正しいと思っています。根拠です。

◎副委員長（榎谷規子君） 誤解を招くようなと言われてましたが、市民がこのままで「策定等」だったら、どのような誤解を招くとお考えなんですか。

◎委員（塚本秋雄君） 「策定する」と「検討する」、議会でも検討委員会、策定委員会、いろいろあると思います。

策定というのはつくってしまうということです。検討するというのは検討すると。もう文字の意味そのものずばりの違いであります。

◎副委員長（榎谷規子君） なので、私が聞きたいのは、策定等を行うための「等」のままの原案でいくと、市民がどのような誤解を招くというおそれを思っているのかお聞きしているんですけど。

◎委員（塚本秋雄君） 僕は日本語の策定するということと、検討するということの違いは、市民はわかると僕は思っていますけれども。

◎副委員長（榎谷規子君） 私が聞きたいのが、計画を策定するということと、その策定をするための検討をするという、その言葉の違いを聞いているのではなくて、これまでの午前中の議論の中で、策定等を行うための「等」のままにいくと、市民が誤解を招くようなことになるかと塚本委員がおっしゃられた、その誤解を招くような危惧をされているのはどういったことなんですかということなんですけど。

◎委員（塚本秋雄君） これは見解の相違になってきたかなと思いますけれども、条例に表現するときには、「検討する」という言葉と「策定する」という言葉があります。それをはっきり策定することを検討するというのは、日本語として成り立ちますので、「策定等」でちょっとわからなく、こっちのほうが逆にわからないんでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） 反対に聞かれたのね、私。

私は、先ほど午前中のやりとりの中で、策定等の中身が何なのかということで、その中身が計画を策定だけではなく、これまでの計画などの評価とか見直しとか、そういったことも含めるといって答弁がありましたよね。そういった中身を含むということで、それを行うためのということで、その誤解を招くようなことになるからというところで、あえて直さなければいけないということがよく理解できないということを言ったんですが、どうなんでしょうか。

◎委員（塚本秋雄君） そうすると、私はこのまま趣旨を読むと、策定できるという解釈をとりますけど、いかがでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） 私に聞いているのね。

だから、策定をしていくのは、策定を決定するのは市だから、この委員会は策定をするための検討だということで、そこでわかりやすい表現ということを言われたんですか。

◎委員（塚本秋雄君） そのとおりです。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか。

◎委員（梅村 均君） 策定等の「等」のところに、先ほど評価、見直しとか検証といったようなことがあるという答弁があったんですけど、この策定等を具体的に書いた修正案なんですけど、これはそういうことであると、検討だけでなく評価とか見直し、検証とかそういう言葉も入れていかないと意味合いが達成できないのではないかと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

◎委員（塚本秋雄君） 基本的に岩倉市は、プラン・ドゥー・チェックでいろんなことを計画を立てれば、それはチェック・アクションそういう部分を含めまして、それは当然市は評価せずに次には入れないんじゃないんでしょうか。

◎委員（梅村 均君） なので、わかりやすく書くという趣旨に沿っていうなら、そういう評価というのも書いておかないといけないんじゃないかなということなんですけど。

僕は別に「等」で含まれて、わかるから書かなくてもいいと思うんですけど、こうやって「等」をわかりやすくするために書いていくという意味であれば、含めるといんじゃないじゃなくて、一つ一つやっぱり書いていかないと成立しないんじゃないかなと思うんですけど、その点というのは、と僕は思います。今、塚本委員の発言では含まれているというような考えがあるということで、わかりましたので、それはそれで結構でございます。

◎委員（須藤智子君） そうしますと、第3条の(1)の策定等については、

さわらなくてもいいんですか。

◎委員（塚本秋雄君） さわらなくていいです。

◎委員（須藤智子君） 最初、塚本委員さんは、これも一緒だというようなことを言われましたよね。1条と3条の。でも、変わられた。

◎委員（塚本秋雄君） この総務委員会では言っていません。総務・産業常任委員会では言っていません。上の趣旨だけです。

◎委員（大野慎治君） 済みません、ちょっと10年前、都市計画マスタープランというのはどのような形で検討されていたか、一度当局に聞いてもよろしいでしょうか。委員長、済みません、どのような形で検討された検討記録があるのか、わかる方いらっしゃいますでしょうか。

◎委員長（櫻井伸賢君） わかりますか。答弁できないならもう切りますけど。

◎上下水道課長（松永久夫君） 10年前、担当を私がさせていただきましたが、今の質問でどのようなという、ちょっともう少し具体的な。

◎委員（大野慎治君） 今回、検討委員会という形ですが、マスタープランを策定するときどのような会議体でやったか、ちょっと私も記憶がないもんですから、ちょっとお聞かせください。

◎都市整備課統括主査（小川 薫君） 当時、策定するときは要綱で策定しました。それで、委員会の名称は、策定協議会という名称で行いまして、平成8年に前のマスタープランがつくられておりましたので、その中身の検証等々を行って案をつくるんですが、その策定協議会の下に作業部会というのをつくりまして、庁内の関係するところ、今で言う商工農政課だとか、当時は秘書企画課だったかな。施設を持っているところだとか、そういったところの担当課長さんも集まっていたいて作業部会ということをしました。そこで、こういう問題がある、こういう問題があるということを策定協議会のほうに出して、また議論をして、都市計画審議会のほうにも報告をして意見をいただきまして、また策定協議会で議論をしてという形で、最後案をつくりまして、市のほうで決定したという流れになります。

◎委員（大野慎治君） そうすると、やっぱりマスタープランは市のほうで決定するということですね、当たり前のことですけど。当たり前のことですが、当たり前のように確認しますが、間違いはないですよ。

だから、そういうふうに考えると、やっぱりこの委員会というのは検討するための委員会というふうにも解釈できるんですが、策定することを検討するための委員会ということも考えられるんですが、御見解はございますでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 最終的には市が決定をします。そのために検討委員会というものを組織させていただくということで、こちらの策定等というものについては、もう何回も繰り返し申し上げていますが、検証であったり見直しであったり、まさに検討ですよ。そういったことも含めての「等」ということでありますので、そういうことを含めての文言にしているということです。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほかいかがでございましょうか。よろしいですか。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、質疑はないようですので、修正案に対する質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入りたいと思いますけれども、何か御発言される方はお見えになりますでしょうか。挙手をお願いいたします。

修正案に対する討議はございませんか、質疑のほうで済まされましたか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それじゃあ、議員間討議はないようですので、議員間討議を終結いたします。

それでは、次に修正案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

修正案に対する討論はございませんか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 休憩します。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） 休憩を閉じて再開します。

5分だけ休憩をしてほしいということなんで、1時30分まで休憩します。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎委員（塚本秋雄君） 各委員の皆様には大変申しわけないんですけれども、策定とか検討という意味は別に問題ないんですけど、表現上、策定するための検討というのは、条例上これで直すとちょっと問題がありますので、取り下げをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議論の中にあつた当局の意見なり、皆さん方のあつた意見については、そういう説明があつたということも理解をしたいと思います。

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、お諮りをいたします。

ただいま修正案提出者の塚本委員から本修正案を取り下げたいという申し出がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

よって、本委員会としてはこの修正案を取り下げたものとして取り扱わせていただきます。

それでは、修正案についてはこれで終結をいたします。

それでは、原案の討論に入ります。

原案の討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないと認め、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第6号「岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第6号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

議案第7号「岩倉市市民参加条例検討委員会条例及び岩倉市市民活動助成金審査会条例の一部改正について」を議題といたします。

こちら2月22日の本会議で提案理由説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますけど、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議も特段よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それじゃあ、議員間討議もないようですので、議員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第7号「岩倉市市民参加条例検討委員会条例及び岩倉市市民活動助成金審査会条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第7号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

こちら2月22日の本会議で提案理由説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますけど、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑に移ります。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 少し状況をお伺いいたします。

市民プラザの関係で、開館時間、休館日等で苦情のような御連絡なんかというのは受けているかどうかという、そのあたりどうでしょうか。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 現在のところ、開館時間や曜日の関係で御連絡をいただいたことはございません。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないと認めます。討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第8号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正につ



いて」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第8号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

続きまして、議案第9号「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

こちら2月22日の本会議で提案理由の説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、当局の説明を省略し、質疑に移ります。

質疑はございますでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） これまでも少し説明はあったと思うんですが、ここで改めて勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるといふ規則の中身について、説明していただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、この条例は規則のほうに内容を委任しているということで、規則委任の内容については、ベースとしては3パターンございます。

まずは、原則としては正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して、時間の上限等を定めるといふことで、1点目に1カ月において45時間以内、あとはそれに加えて1年において360時間ということ、こちらを12カ月で割ると大体月当たり30時間という形になります。こちらが原則という形になります。

次に、他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員については、正規の勤務時間以外の時間に関する勤務に関し、以下のとおりの時間ということ、こちらは1カ月において45時間だったのが、他律的業務の比重が高い部署ということ、1カ月において100時間未満、1年において720時間という縛りがかかるようになります。

最後に、災害対応等の特例業務に従事する際については、今申し上げました上限については適用しないということでございます。ただ、上限を超えて命を失う、そういうものについては、こちら側は当該職員の健康確保に最大限配慮した上で、超えたものについては、その要因の整理、分析及び検証を行わなければならないと規定されております。

あと、他律的業務とか、今、災害対応等という形で申し上げました。こちらの他律的業務につきましては、国から県を通していろいろと通知等いただいております。国においては、国会関係や国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務の量や時期が各府省の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署という形で該当をするという形で言うております。

こちらの地方公共団体につきましては、例えば地域住民との折衝等に従事するなど、業務の量や時期が任命権者の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当し得ると考えられますが、その範囲は必要最小限とし、部署の業務の状況を考慮して適切に判断してくださいという形で通知のほうが来ております。

現在、この他律的業務に関しては、いろいろと4月からこの条例規則が開始されるということで、どのような業務とか部署が該当するのかということ、今こちらのほうで検討しているところでございます。

あと、災害対応につきましても、国でいきますと、例えば大規模な災害の対応とか、重要な法令の立案とか国際交渉、その他重要性、緊急性が高い業務という形で規定されているところでございます。

こちらは市においても、例えば災害対応等の業務が該当すると思われませんが、こちらのほうも他律的業務と同様、他自治体の状況等勘案しながら決めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

◎委員（大野慎治君） 済みません、規則はいつまでに定めることになっているのでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、規則の改正作業のほうを行っております。4月から施行をしていきたいと考えております。お願いします。

◎副委員長（榎谷規子君） 他律的業務の中身を聞こうと思ったら、今検討しているところだとおっしゃられたんですが、原則のところでの1つ目のところでは、まず岩倉市の職員の実態はどうでしょうか、お聞かせください。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） その点についても、本会議の中で総務部長が答えられましたが、現状60時間を超えた場合は、所属長から理由書と、今後どうしていくかというものの文書をいただいております。それが今回45時間になりますので、そういったこともどういうふうにしていくか、今後検討していきたいと考えております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ございますでしょうか。

◎委員（塚本秋雄君） 2019年4月施行の法改正でこれが出てきたと思うんですけれども、労働時間だけが該当するのか、休憩時間なり、休日なり、有給休暇含めた、そこら辺のほうは別に全然検討しなくてもよかったですよ

か。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 今回の一部改正については、勤務時間の関係だけになっております。

◎委員（大野慎治君） ちょっと繰り返しになりますが、3月19日の全協までには、この規則案は策定できるのかできないのか。できれば公表していただきたいんですが。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 今、まさに例規審査委員会にかけているところですので、ちょっと19日に間に合うかどうかは、まだ終わっていませんので、早急に例規審査委員会にかけて、でき次第、お示ししたいと思います。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を省略したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第9号「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第9号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

こちら2月22日の本会議で提案理由説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑もないようですので、質疑をこれで終結いたします。

質疑もございませんでしたので、議員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、議員間討議を省略して、次に議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないということで、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第10号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第10号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

こちらも2月22日の本会議で提案理由説明が行われております。当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をしてください。

◎委員（梅村 均君） 今回、専門監を設置するというところで、本会議のほうで県から課長級の方が来てというところで使われるというようなことでございました。

少し教えてください。専門監という方の役割ですかね、全般的に専門監とはこういう人になるんだよというものがあれば、そういったことでもいいですし、今回企業立地の関係につく方はこういう役割を担うんですよということでもいいんですが、少し専門監の役割をお聞かせいただければと思います。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 今回お越しいただく方は、これも本会議の

中で総務部長が回答させていただいていますけれども、今、愛知県の企業庁のほうの課長級の方にお越しいただいて、岩倉市では部長級で働いていただくというところで、その名称を専門監としております。

具体的にはどんなことをしていただくかということなんですけれども、もちろん企業誘致に関する技術的とか、あと事務的な支援、あとは企業庁・関係機関との連絡調整、また建設部の部長級ということですので、企業誘致の件だけじゃなく、下水道事業ですとか、その他、今度下水道事業も公営企業会計にかわっていきますんで、そういったところの指導ですとか、あとは建設部職員の育成等を行っていただきたいと考えております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ございますでしょうか。

◎委員（大野慎治君） 済みません、来ていただく企業庁の課長級の職歴というのは、いつになったら公表していただけるのでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） まだ県のほうから、どんな方がお越しいただけるのかというのがいただけていない……。

◎総務部長（山田日出雄君） 職歴って、いつも公表させていただいていましたっけ。

◎委員（大野慎治君） 企業庁でどのような仕事をされていたかというのを経歴がわかるとすごくうれしいなと思ひまして、水道系なのか、企業立地系なのか、どちらかで途中から専門になれるというのがよくわかると思うんですが、ちょっともしわかれば、わかれば結構ですが、部長級で来ていただくのに、ごめんなさい、いいです。大変申しわけない、僕が言葉足らずだったんであれですが、わかれば公表できるのでしょうかという。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 事前の企業庁との打ち合わせの中では、技術職じゃなくて事務方の方がお越しいただけるということは聞いております。

◎総務部長（山田日出雄君） 一定の個人の方の経歴ですので、できる範囲で簡単な形となると思うんですけれども、お伝えはさせていただきたいと思ひます。

◎委員（須藤智子君） この専門監の方は、企業誘致が完了するまで見えるということでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 現在のところ2年間お越しいただいて、岩倉市で働いていただく予定としております。とりあえず2年間というところで。

◎委員（須藤智子君） 2年間と言われましたけど、更新もあるということですよ、この先。2年間だけ。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 愛知県の職員派遣要綱の規定に基づいて派遣いただいております。その派遣要綱は原則2年という形になっておりまして、本市におきましても平成24年度から県の、主に都市整備課のほうにお越しいただいているんですが、それぞれ2年間の派遣期間ということで2年置きに来ていただいております。今の企業立地推進室の専門員の方も、今年度と来年度2年間ということで派遣をしていただいております。

原則、その更新とかというのは今のところはありません。

◎副委員長（榎谷規子君） 今、答弁の中で、企業立地だけに特化することなく建設部全体の指導などということを含められたんですが、これまでの県からの派遣の方たちは、その県の事業などに同じように建設部の人たちと非常にいい関係であったんじゃないかなと思うんですが、このような全体の指導もということになると、これまでの部課長、主幹、そういった職員体制の中でどのような位置になっていくのかみたいな、机はどこら辺なのかなということも考えちゃったんですが、そこら辺は企業立地に特化することなく、そういった総合的なこともということもお考えということが、いまいちちょっと理解できないんですが、どうでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） 先ほど事前の打ち合わせの中では、事務方という話もしたんですけれども、それも確定ではなくて、まだどなたが来ていただけるかということもちょっと全くわかっていませんので、それを決まり次第、どんな仕事をしていただくか、どこの場所に座っていただくかということも今後検討していきたいと考えています。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。議員間討議を省略したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それじゃあ、議員間討議を省略いたします。

それでは、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第11号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」賛成の

委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第11号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号「岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

こちら、2月22日の本会議で提案理由説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、当局の説明を省略して質疑に移ります。

質疑ありますでしょうか。

ある方は挙手をお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 今回の改正内容の措置期間経過後は遅延の場合を除いて年1%という、年1%にされたということになっております。一応、年3%以内で決められると思うんですけども、今回1%とした理由をお聞かせいただけないでしょうか。

◎危機管理課統括主査（水野功一君） 東日本の大震災が起こったときに、もともと3%で、そのときに保証人もなければ貸し付けができなかったということもございまして、東日本大震災の特例が創設されました。その中で、災害援護資金と同様に資力に乏しい者に対する公的貸付制度である生活福祉資金や、母子・寡婦福祉資金の保証人なしの場合の利率を参考にしております。

今回、母子・寡婦福祉資金の保証人なしの場合の利率が1%ということでございましたので、こちらを参考にして1%という形でしております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、議員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 議案に対する討論もないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第18号「岩倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第18号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

それでは続きまして、議案第24号「岩倉市地域集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

◎上下水道課長（松永久夫君） 今週月曜日の本会議議案質疑で、議案番号で言いますと議案第23号「岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」の御審議をいただいている中で、堀議員から利用状況の資料を委員会で提供できないかというような要請をいただきました。

それで、本委員会で御審議いただく議案第24号につきましては、地域集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正ではございますが、条例の改正の中身が同じ中身でございますので、本日、学習等共同利用施設、それと地域集会所の利用状況、昨年度、平成29年度1年間の部分を、毎年度お地元から年度末に利用状況の実績報告をいただいておりますので、それに基づいて各部屋の利用回数、それと利用人数を転記したものを表としてお示しさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

なお、あすの厚生文教でも同様の資料が提示されますので、あわせて御説明申し上げます。よろしく申し上げます。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それでは、執行機関のほうから追加ということで、本会議の中で指摘があった資料の提供がありましたということを受け入れさせていただきます。

それでは、今の御説明も含めまして、2月22日の本会議で提案理由の説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思っておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、当局の説明を省略いたしまして、質疑に移りたいと思います。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 本会議でも学習等共同施設のときに質疑させていただきましたが、どうして他の公共施設と合わせて、利用時間を9時から9時半に合わせなかったのか、改めてちょっとこの場でお聞かせください。

◎上下水道課長（松永久夫君） 今回の地域集会所のもともとの建設目的が、下水道の愛知県が管理運営しております五条川左岸浄化センター、それと右岸の浄化センターが計画されたときに、お地元への、言い方が適切かどうかは別としますが、迷惑施設というような捉え方があって、各区のほうからいろいろ御要望をいただいております。

その中で、地区の住民の皆様が御利用できる、コミュニケーションをとったり、福祉増進の場を設けられるような施設の建設要望がございました。そういった中で建設されてきた経緯がございまして、それ以降、現状までの御利用という部分で、その地区のお住まいの住民の方にはほぼ限定されたような使い方がされている。ですから、今委員がおっしゃられるような他の公共施設と一元的に同じような施設利用がされる目的の施設ではないと。なおかつ、この地域集会所については、お地元の区長さんないし自治会長さんと協定を結ぶ中で指定管理をお願いしておりますので、そういった中で一くくりで時間まで、開館時間等も一元化するものではないのかなと。

それと、実績報告をあわせて毎年度いただいておりますが、そちらのほうを見てみますと、子ども会の運営に伴う御利用が必ずどちらの施設でもございます。そうした中で、御父兄の方がそちらのときの準備ということで、やっぱり朝早い時間から施設を利用して使われているという実績もございますので、必ずしも時間を合わせるべきものではないのかなというふうに思っております。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ございますでしょうか。

◎委員（須藤智子君） もう一度確認なんですけれども、当局に対してね。

やっぱりこの施設は地元の区長さんが管理して、地元の方が使用するというので、午前8時からということ今まで決めてあったということいいですか。

◎上下水道課長（松永久夫君） 建設時のちょっと古い書類をいろいろ調べまして、今現在は要綱の中で、利用時間、開館時間、そちらのほうに明記されてございますが、当時の書類を見る限り、行政区の区長さんからこういうような運用といいますか、要綱で取り扱いたいというような協議が市のほう

に出されております。その中に、時間についても8時から10時というような記入がされておりました、それを受けて、市のほうがお地元でこういう利用で問題ございませんというような承認をして、これまで来た経緯がございますので、確かに今、設管条例では議会の承認を経て設けられておりますが、今回規則で定められた時間を条例のほうに転記はさせていただくものでございますが、時間についてはそういった意味から、従来どおりでお願いしたいと思っております。

◎委員（大野慎治君）　ということは、今の区長さんにこのような建設時の考え方と、この30年、二十何年たってからの今の区長さんの考え方、多分大分変わってくると思うんですけど、そういうのは確認をされたんでしょうか。

◎上下水道課長（松永久夫君）　今回の条例改正に向けて、この地域集会所について、私どもで担当させていただいております行政区の区長さんについては、お一人ずつ直接お会いして、この条例の改正についても御説明をさせていただいております。

◎委員（塚本秋雄君）　今の説明だと、地域集会所と学習等と意味合いが違うという理解でいいですね。もともとの意味合いが。

◎総務部長（山田日出雄君）　地域集会所のほうは今の話で、流域下水道の周辺対策的な意味合いがあったということ、学習等共同利用施設は、小牧空港の自衛隊の関係の騒音対策というような意味合いだというふうに考えております。

◎委員（塚本秋雄君）　その上で、ここに書いてあるところ、大市場町も曾野町も東新町も五条川左岸の公害防止委員会に出ていますので、理解はできます。

その上において、その当時、昭和の時代の多分話し合いで来ておると思います。時代の変化も生活様式も変わってきておりますけれども、その上に立って、8時から10時ということだけれども、あえてただしと、こっちのほうが強くて出ていて、指定管理者が特に必要があると認められるとき、ここはほとんど区長さんだろうと思いますんで、区長さんがいわゆる8時と書いてあっても、今まではそれぞれのそちらの要綱で、規則であったけれども、今度条例化されるということは、そっちが上位になりますけれども、その範囲内で必要があると認めるときは8時であっても10時ということを経元のニーズに合わせて設定してもいいし、10時が9時半にしてもいいという理解でよろしいんでしょうか。

◎上下水道課長（松永久夫君）　今おっしゃられるように、実際、お地元の住民の方が利用申請を区長さんに出されて、こういった目的で利用されるか

によって、当然時間というのは8時－10時の中で必ずしもおさまるかどうかというのは、今この場でお答えがなかなかしづらいですが、実際利用目的によっては、多少その時間を少し早まったり、遅くなることはよほどないかもしれないかもしれませんが、そういったような申し込みを区長さんが受けられるような形で運用されるというふうに理解しております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はございますか。

◎委員（大野慎治君） 確認なんですけど、他の設置及び管理に関する条例の一部は市長の承認を得てということですが、地区の公会堂という扱いで指定管理者が認めるときと、市長の承認は必要ないという判断で、各行政区の判断や区長さんの判断で変えることができるということ、そういう意味合いで書いてあるということ、間違いはないですか。

◎上下水道課長（松永久夫君） そうですね、もともとその地域の住民の方の御利用のための施設ということですので、そういう解釈で結構です。

◎副委員長（榎谷規子君） ほかの施設は、9時から9時半までの施設は、ほとんどが、ふれあいセンターでも、生涯学習センターでも、市民プラザでも、人を配置していると思うんです。だけど、地域集会所は常設で人を配置して管理されているというところではないと思っておりますが、だから人を配置するなら本当に9時－9時半で必要もあるかなと思うんですが、人を配置してなくて会館の責任者の人が鍵を管理して、利用したい人がその鍵を借りに行っているという実態がほとんどだと思っておりますが、その確認はいかがでしょうか。

◎上下水道課長（松永久夫君） おっしゃられるように、鍵の管理は基本的に区長さんが管理をされておまして、利用される方が区長さんのお宅へ伺って、それで利用しているというふうに確認しております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、質疑も出尽くしたようでございますので、質疑を終結いたします。

議員間討議を省略したいと思いますけれども。

〔発言する者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） わかりました。それでは議員間討議に入ります。

◎委員（梅村 均君） 大野委員に少し確認だけさせてもらいたいんですけど、今回9時から9時半にしたほうがいいんじゃないかという質疑をされたんですけど、それはどうしてそうしたほうがいいかなという思いだけ、ちょっと聞かせください。

◎委員（大野慎治君） 指定管理者が特に必要があるときは、これを変更できるというふうにまず書いてあることと、9時から9時半にしても、各行政区区長さんの判断で開館時間を変えることができるというふうに思って、余りにも、ちょっと議案が違いますが、大上市場会館は各行政区の区長さんなり会館管理者が終わった後見に行くんですね、安全確認のために。そういったところのお話を聞いておりましたので、できるだけちょっと早い方がいいんじゃないのかなという考えのもとにそういう質疑をさせていただきましたが、今は各行政区の区長さんの御了解を得ているということでございましたので、それで納得したということでございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、議員間討議でそのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 議員間討議もないようでございますので、議員間討議をこれで終結いたします。

それでは、次に議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第24号「岩倉市地域集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第24号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

それでは、続きまして議案第25号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

こちらも2月22日の本会議で提案理由の説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、説明を省略して質疑に移ります。

質疑のある方は挙手をしてください。

◎副委員長（梶谷規子君） 本会議でも重大な違反があるという、重大な違反とはどういったもので、重大な違反のある防火対象物の該当などをお聞き

したところなんです、そういった重大な違反がないように日々消防のほうで各施設を回ったりもされていることもお聞きするんですが、そこら辺の状況などお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 立入検査につきましては、平成29年度で年間で約70件程度行っております。ほかの年につきましても前後ありますけれども、2桁後半の防火対象物に立入検査を行っている状況です。

◎副委員長（榎谷規子君） 立入検査を行っていただいているということで、具体的にそういった回の中で、本当にそれだけ重大な違反とまではいかななくてもいろいろあって、指導とかそういったことなどあればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今回は重大な違反ということですがけれども、細かいことと言えば、例えば消火器の期限が切れていたとかというのもあるんですけれども、今回の条例改正に伴います違反というのは、現在のところあるというふうには確認しておりません。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質問は。

◎委員（大野慎治君） 済みません、ちょっと本会議でも議論があったと思いますが、平成25年12月19日付の消防法第484号の消防庁次長からの通知に基づきという、これからどうしてこの施行期日がさらに1年後になるのかという、具体的な理由というのを簡潔にお聞かせください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 条例改正から施行まで1年間設けてございます。この目的につきましては、公表制度開始に伴います市民及び防火対象物関係者への十分な周知、それから2つ目に防火対象物の追跡調査等を実施した上で、もしも違反があるようでしたら是正の指導というところを行うために必要な期間であるというふうに考えております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ございますか。

◎委員（塚本秋雄君） 本会議で、平成30年1月1日現在で462件あるという建物を言われましたけれども、それは当然公共施設含めて入っているという、民間だけじゃなくて公共施設、あるいは指定管理者で受けているところも入っているという解釈でよろしいでしょうか。

◎消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティセンター長（伊藤真澄君） そのとおりでございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑も出尽くしたようでございます。

議員間討議を省略したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは議員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論もないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第25号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第25号は全員賛成により原案のとおり決すべきものといたします。

続きまして、議案第26号「岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の廃止について」を議題といたします。

2月22日の本会議で提案理由の説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思っておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をしてください。

◎委員（大野慎治君） 今回、公共施設再配置計画検討委員会条例の廃止ということですが、当局の内部で市民参加の公共施設再配置計画の推進委員会というのを設置は検討しなかったのでしょうか。検討があったかなかなかだけお聞かせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 以後のということでもよろしかったですね。

4月以降につきましては、推進本部というものを庁内に設けまして、これは副市長をトップとしまして部長級で、その下に推進部会ということで、総務部長をトップとしまして課長級の職員で、そういう体制をとって今後進めていきたいということで検討のほうをしておるということでございますので、

よろしく申し上げます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

議員間討議を省略したいと思っておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、議員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はないということで、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第26号「岩倉市公共施設再配置計画検討委員会条例の廃止について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第26号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

こちらにも2月22日の本会議で提案理由の説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、省略をして質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をしてください。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

議員間討議を省略したいと思っておりますけれども、御異議ございませんでしよ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

よって、議員間討議を省略し、次に議案に対する討論に入ります。

議案に対する討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 議案に対する討論はないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第38号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

よって、採決の結果、議案第38号は全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

それでは、陳情第1号を議題といたします。

本陳情には、全国知事会とか米軍基地だとか日米地位協定などの岩倉市政に直接かかわるものではないと思われま。

こちらにつきましては、各委員において熟読をしていただきまして、聞き置くという処置をとりたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） 済みません、もう時間がないので、検討して意見書を提出するというまではちょっと余裕がないので、そこまであれですが、聞き置くでもいいんですが、でも今、こちらとは関係がないと言われましたけど、地方自治の根幹を脅かすというところがあるので、やっぱり地方自治の問題として考えるということで、過去、意見書を出した経緯はあるんですよ、沖縄の問題に対してということで、聞き置くということでしっかり前向きに、今後しっかり受けとめるという方向での聞き置くをお願いします。済みません。

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、榎谷委員の発言を受けとめていただいて、憲法の地方自治の章をそれぞれ皆さん御熟読をいただけたらなと思います。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認め、さよう決しました。

以上で総務産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。